

定期健康診断のお願い

入社時と毎年の健康診断について

毎年9月1日(年度初め)～翌年の7月末までの間に1年ごとに1回受診してください。
勤務が決まった方は入社前に受診していなければ3カ月以内に受診してください。
できるだけお早めをお願いいたします。年に2回受診が必要な方は個別にご連絡いたします。

受診場所

当社提携医 原町田診療所

電話 042-722-6665 住所 〒194-0013 東京都町田市原町田4-17-11

診療時間や定休日などは「原町田診療所」で検索してホームページをご覧ください。

町田事業所より徒歩で約2分です。社名も伝え電話予約してください。

社員証を携帯して下さい。自己負担額なしで受診できます。

新人の方は「新入社員のためまだ社員証がありません」と窓口でお伝え下さい。

健康診断には法定健診と省略健診の2種類があります。省略健診は夜勤をしている社保加入者のみ下半期に受診します。自分が今回どちらを受けるのか不明な方はサ責にご確認ください。

原町田診療所で受診すると診断結果は当社に届きますので当社から皆様にお渡しします。

インフルエンザの予防接種も毎年1回自己負担なしで受けられます。

毎年10月くらいにワクチンを入荷しますので原町田診療所に電話してご予約ください。

提携医以外の健康診断書類提出について

- 1、学生で学校の健康診断を受けている方
 - 2、パートナーの会社の健康診断を受けている方
 - 3、他の会社でも勤務していて、そちらで健康診断を受けている方
- 1～3に該当する方はその健康診断書類のコピーを提出してください。

健診費用が発生しない場合、領収書は必要ありません。

- 4、診断結果に所見がある方は就労の可否について診断書に記載が必要です。
健康診断書の右下などの枠に「就労に問題なし」と記載して頂くことが一般的です。
(原町田診療所で受診した場合は就労の可否についての記載は事業所に対応します)

要再検査、要精密検査の結果について

要再検査等の結果が出た方には再検査をお勧めします。自己負担ですが健康保険を利用できます。保険証をご用意ください。

不明な点は総務部またはサービス提供責任者に問い合わせ下さい。

よろしくお願ひ申し上げます。

(株) 障碍社

総務部 能登山

Tel 042-850-9141